

緊急事態における国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対する会長声明

- 1 現在、衆議院憲法審査会等において、大規模災害や感染症のまん延、戦争等の緊急事態に対応するための緊急事態条項を設ける憲法改正が議論されています。その中で、緊急事態中に任期満了を迎える国会議員の任期の延長を可能とする制度を導入すべきであるとの意見が主張されています。

しかし、緊急事態による国会議員の任期延長を可能とする憲法改正は行うべきではありません。

- 2 主権が国民にあることは憲法の大原則です。

その国民主権の行使として、選挙権は、国民の意思を国政に反映する最も重要な権利です。

国会議員の任期を延長することは、その国民の選挙権の行使の機会を制限するもので、いかに緊急事態時であったとしても、他の手段により対応できるのであれば認められてはなりません。

- 3 まず、緊急事態の最中に国会議員の任期が満了したとしても、内閣は新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行います。そのため、大規模災害や大規模感染症の対応を行う政府の機能は失われることはなく、政府と地方公共団体が連携して対応を続けることができます。国会の議決が必要なわけではありませんから、大規模災害の際の自衛隊や警察消防等の派遣に支障が生じることはありません。

また、衆議院の任期満了が切迫していたとしても、衆議院を解散すれば参議院の緊急集会の制度により、国会不在を避けることができます。

さらに、大規模災害や大規模感染症がまん延したようなときの選挙実施に備える必要があるのであれば、憲法の改正ではなく、公職選挙法等の法令の改正で対応が可能です。

- 4 加えて、緊急事態条項の緊急事態には、日本がテロや内乱、戦争に巻き込まれた

場合のことも想定されています。

そのような事態の最中に国会議員の任期が満了したとしても、内閣の機能がすぐになくなるわけではないことから政府機能は失われませんし、警察法、自衛隊法、入管法、刑法や航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律などにより対応が可能です。

国会及び政府に対しては、日本がテロや戦争に巻き込まれないようにすることが最優先に求められるのであり、それを未然に防げなかった場合にこそ、選挙権行使による主権者たる国民の判断が必要です。

それを制限することは許されてはなりません。

- 5 以上のおり、緊急事態に対しては、憲法改正による国会議員の任期延長という手段をとらなくても、現行法の活用や法整備で十分に対応できます。

したがって、憲法を改正して国会議員の任期を延長するという手段をとることにより、国民の選挙権行使の機会を制限することは許されてはなりません。

よって、当会は、緊急事態における国会議員の任期延長を可能とする憲法改正に反対します。

以 上

2024年（令和6年）3月12日

茨城県弁護士会

会長 望月 直美